

避難確保計画の作成・訓練実施の義務化

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、**避難確保計画の作成・報告、訓練の実施が義務づけられました。**

対象となる要配慮者利用施設 とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設で、広島市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設*が対象です。

※ 新たに認可を受けた施設など、今後、広島市地域防災計画に定められる予定の施設に対しても、避難確保計画の作成・報告、訓練の実施をお願いしています。

- 浸水想定区域の確認

広島市洪水ハザードマップ

検索

- 土砂災害警戒区域の確認

土砂災害ポータルひろしま

検索



1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画**です。

- ① 防災体制 ② 避難誘導 ③ 施設の整備 ④ 防災教育及び訓練の実施
⑤ 自衛水防組織の業務（水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）

ポイント

- 避難確保計画を実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。

※ 広島市のホームページに「**災害時要配慮者利用施設に係る避難確保計画ガイドライン**」を掲載していますので、避難確保計画の作成に活用してください。

広島市 避難確保計画

検索



2

広島市への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を広島市へ報告してください。

報告先

広島市危機管理室災害予防課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（市役所本庁舎13階）

※ 広島市のホームページに報告書の様式を掲載しています。



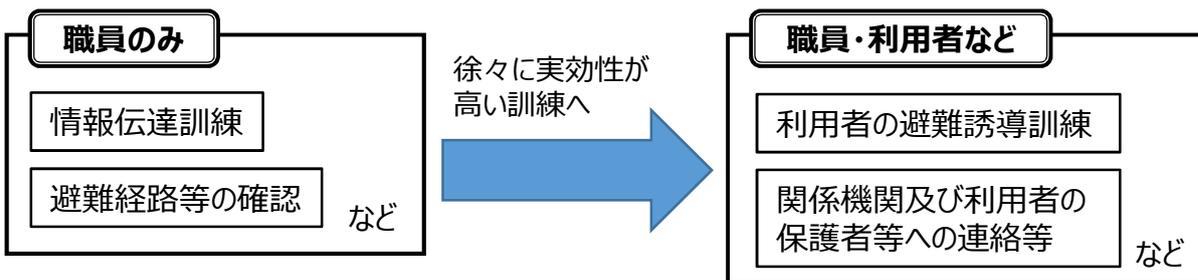
3

訓練の実施

- 作成した避難確保計画に基づいて訓練を実施する必要があります。

ポイント

- 職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- 洪水や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層強化のために

避難確保計画の作成・修正



職員や利用者への学習会



避難体制の確認



訓練の実施



- 学習、訓練、確認を繰り返して、より良い避難確保計画を作成しましょう！

